

# 平成 21 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成 17 年 4 月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について調査し、その概要を公表することとされています。

今般、平成 21 年度におけるそれぞれの法の施行の状況について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

## 《調査対象》

### ○ 対象機関

- ・ 行政機関法の報告対象である国の行政機関（41 機関）
- ・ 独立行政法人等法の報告対象である独立行政法人等（200 機関）

### ○ 対象期間

平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日までの状況について、平成 22 年 3 月 31 日現在で調査

## 記

### 1 監査・点検、教育研修の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成 16 年総管情第 84 号及び第 85 号。以下「指針」という。）を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検、教育研修等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

#### （1）監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行うことを求めている。

平成 21 年度については、行政機関は 41 機関、独立行政法人等は 176 機関が監査を実施している。監査実施率は行政機関、独立行政法人等ともに増加している。

（単位：機関数）

|                 | 行政機関       | 独立行政法人等    |
|-----------------|------------|------------|
| 監査の実施機関数（監査実施率） | 41（100.0%） | 176（88.9%） |
| （参考）平成 20 年度    | 39（97.5%）  | 175（87.9%） |

（注） 監査実施率は、なお従前の例により法の適用対象となっている法人を除いて算出している。

## (2) 点検の状況

指針では、監査とともに、それぞれの保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）は、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について点検を行うことを求めている。

平成 21 年度に点検を行った保護管理者は、行政機関では保護管理者 27,425 人のうち 26,872 人(98.0%)、独立行政法人等では保護管理者 9,215 人のうち 6,697 人(72.7%) となっている。

(単位：人、%)

| 年度               | 行政機関     |                      | 独立行政法人等 |                      |
|------------------|----------|----------------------|---------|----------------------|
|                  | 保護管理者数   | うち点検を実施した<br>保護管理者の数 | 保護管理者数  | うち点検を実施した<br>保護管理者の数 |
|                  | 平成 21 年度 |                      | 27,425  |                      |
| (参考)<br>平成 20 年度 | 27,498   | 26,948(98.0)         | 8,505   | 6,484(76.2)          |

## (3) 職員に対する教育研修の状況

平成 21 年度に調査対象機関において実施された教育研修の回数は、行政機関で 22,050 回、独立行政法人等では 4,368 回となっている。

(単位：回)

|               | 行政機関   | 独立行政法人等 |
|---------------|--------|---------|
| 教育研修の実施回数     | 22,050 | 4,368   |
| (参考) 平成 20 年度 | 9,323  | 3,976   |

## 2 個人情報ファイルの状況

### (1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 22 年 3 月 31 日現在の個人情報ファイルの数は、次のとおり。

(単位：ファイル)

|               | 行政機関   | 独立行政法人等 |
|---------------|--------|---------|
| 個人情報ファイル数     | 87,379 | 11,298  |
| (参考) 平成 20 年度 | 83,268 | 11,059  |

※ 保有する個人情報ファイル数が多い機関は次のとおり。

○ 行政機関

|         |        |         |
|---------|--------|---------|
| ・ 国税庁   | 77,881 | (89.1%) |
| ・ 法務省   | 6,564  | (7.5%)  |
| ・ 農林水産省 | 963    | (1.1%)  |
| ・ 厚生労働省 | 426    | (0.5%)  |

○ 独立行政法人等

|              |       |         |
|--------------|-------|---------|
| ・ 国立病院機構     | 4,002 | (35.4%) |
| ・ 筑波大学       | 520   | (4.6%)  |
| ・ 国立高等専門学校機構 | 396   | (3.5%)  |
| ・ 宮城教育大学     | 334   | (3.0%)  |

## (2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合や、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などに限り、認められている（行政機関法第8条、独立行政法人等法第9条）。

平成 21 年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり。

(単位：ファイル)

|                                 | 行政機関  | 独立行政法人等 |
|---------------------------------|-------|---------|
| 法令に基づく場合(注1)                    | 2,852 | 164     |
| (参考) 平成 20 年度                   | 2,733 | 131     |
| 社会公共の利益になる場合や<br>本人の同意がある場合(注2) | 343   | 208     |
| (参考) 平成 20 年度                   | 129   | 140     |

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、行政機関、独立行政法人等が国税徴収法第 141 条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、行政機関法第 8 条第 2 項（独立行政法人等法の場合は第 9 条第 2 項）に規定されたもので、例えば、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

## 3 開示・訂正・利用停止請求の状況

### (1) 請求件数

平成 21 年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では 74,328 件、独立行政法人等では 4,471 件となっている。

(単位：件)

|              | 年度           | 行政機関     | 独立行政法人等 |
|--------------|--------------|----------|---------|
|              | 開示請求         | 平成 21 年度 | 74,328  |
| (参考)平成 20 年度 |              | 72,268   | 3,035   |
| 訂正請求         | 平成 21 年度     | 26       | 7       |
|              | (参考)平成 20 年度 | 39       | 4       |
| 利用停止請求関係     | 平成 21 年度     | 2        | 2       |
|              | (参考)平成 20 年度 | 8        | 2       |

※ 開示請求の件数が多い機関は次のとおり。

○ 行政機関

- ・ 国税庁 63,827 件 (85.9%)
- ・ 法務省 4,086 件 ( 5.5%)
- ・ 厚生労働省 3,670 件 ( 4.9%)
- ・ 金融庁 1,966 件 ( 2.6%)

○ 独立行政法人等

- ・ 東京大学 2,633 件 (58.9%)
- ・ 埼玉大学 310 件 ( 6.9%)
- ・ 京都大学 283 件 ( 6.3%)
- ・ 東京工業大学 237 件 ( 5.3%)

## (2) 開示・訂正・利用停止決定等件数

(単位：件、%)

|          | 年度           | 行政機関            |                  |                  |                 | 独立行政法人等        |                  |                  |                 |
|----------|--------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
|          |              | 計               | 開示・訂正・利用停止決定(全部) | 開示・訂正・利用停止決定(一部) | 不開示・不訂正・不利用停止決定 | 計              | 開示・訂正・利用停止決定(全部) | 開示・訂正・利用停止決定(一部) | 不開示・不訂正・不利用停止決定 |
| 開示請求関係   | 平成 21 年度     | 73,505<br>(100) | 16,219<br>(22.1) | 56,023<br>(76.2) | 1,263<br>(1.7)  | 4,134<br>(100) | 3,877<br>(93.8)  | 188<br>(4.5)     | 69<br>(1.7)     |
|          | (参考)平成 20 年度 | 71,642<br>(100) | 15,076<br>(21.0) | 55,147<br>(77.0) | 1,419<br>(2.0)  | 2,856<br>(100) | 2,496<br>(87.4)  | 234<br>(8.2)     | 126<br>(4.4)    |
| 訂正請求関係   | 平成 21 年度     | 26<br>(100)     | 2<br>(7.7)       | 1<br>(3.8)       | 23<br>(88.5)    | 5<br>(100)     | 0<br>(0)         | 2<br>(40.0)      | 3<br>(60.0)     |
|          | (参考)平成 20 年度 | 36<br>(100)     | 3<br>(8.3)       | 2<br>(5.6)       | 31<br>(86.1)    | 5<br>(100)     | 1<br>(20.0)      | 1<br>(20.0)      | 3<br>(60.0)     |
| 利用停止請求関係 | 平成 21 年度     | 2<br>(100)      | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 2<br>(100)      | 3<br>(100)     | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 3<br>(100)      |
|          | (参考)平成 20 年度 | 8<br>(100)      | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 8<br>(100)      | 2<br>(100)     | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 2<br>(100)      |

### (3) 不服申立ての状況

(単位：件)

|          | 年 度           | 行政機関   |        | 独立行政法人等  |        |        |
|----------|---------------|--------|--------|----------|--------|--------|
|          |               | 開示請求関係 | 訂正請求関係 | 利用停止請求関係 | 開示請求関係 | 訂正請求関係 |
| 開示請求関係   | 平成 21 年度      | 138    |        | 22       |        |        |
|          | (参考) 平成 20 年度 | 411    |        | 39       |        |        |
| 訂正請求関係   | 平成 21 年度      | 12     |        | 3        |        |        |
|          | (参考) 平成 20 年度 | 22     |        | 3        |        |        |
| 利用停止請求関係 | 平成 21 年度      | 2      |        | 3        |        |        |
|          | (参考) 平成 20 年度 | 6      |        | 1        |        |        |

### (4) 審査会における諮問・答申の状況

(単位：件)

|          | 年 度           | 行政機関 |     | 独立行政法人等 |     |
|----------|---------------|------|-----|---------|-----|
|          |               | 諮 問  | 答 申 | 諮 問     | 答 申 |
| 開示請求関係   | 平成 21 年度      | 134  | 92  | 21      | 25  |
|          | (参考) 平成 20 年度 | 277  | 236 | 36      | 31  |
| 訂正請求関係   | 平成 21 年度      | 18   | 11  | 2       | 6   |
|          | (参考) 平成 20 年度 | 11   | 3   | 3       | 5   |
| 利用停止請求関係 | 平成 21 年度      | 1    | 2   | 3       | 1   |
|          | (参考) 平成 20 年度 | 3    | 0   | 1       | 1   |

(注) 法では、不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、却下等をする場合を除き、審査会に諮問することとされており、審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行うこととなる。

### (5) 訴訟の状況（新規提訴件数）

(単位：件)

| 年 度           | 行政機関 | 独立行政法人等 |
|---------------|------|---------|
| 平成 21 年度      | 8    | 1       |
| (参考) 平成 20 年度 | 7    | 2       |

## 4 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

### (1) 漏えい等事案の発生状況

平成 21 年度に、各行政機関又は独立行政法人等において個人情報の漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）が発生したと認められる事案の件数は、行政機関では 321 件（昨年度 473 件）、独立行政法人等では 2,216 件（昨年度 2,456 件）となっている。

これらの事案を発生形態別にみると、行政機関では誤送付・誤送信（44.2%）が最も多く、独立行政法人等では紛失（79.9%）が最も多くなっている。

（単位：件、%）

|             | 漏えい等事案の件数      |                 |             |              |             |                 |                 |            |            |             |             |     |
|-------------|----------------|-----------------|-------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------------|-------------|-----|
|             |                | 発生形態別           |             |              |             |                 |                 |            |            |             | 盗難          | その他 |
|             |                | 誤送付・誤送信         |             |              | 誤交付         | 誤廃棄             | 紛失              |            | ネット上に流出    |             |             |     |
|             |                | うち<br>郵便<br>事故等 |             |              |             |                 | うち<br>郵便<br>事故等 | うち<br>ウイルス |            |             |             |     |
| 行政機関        | 321<br>(100)   | 142<br>(44.2)   | 1<br>(0.3)  | 51<br>(15.9) | 7<br>(2.2)  | 94<br>(29.3)    | 12<br>(3.7)     | 5<br>(1.6) | 4<br>(1.3) | 5<br>(1.6)  | 17<br>(5.3) |     |
| 平成 20<br>年度 | 473<br>(100)   | 240<br>(50.7)   | 0<br>(0)    | 83<br>(17.5) | 18<br>(3.8) | 103<br>(21.8)   | 2<br>(0.4)      | 5<br>(1.1) | 1<br>(0.2) | 4<br>(0.8)  | 20<br>(4.2) |     |
| 独立行政<br>法人等 | 2,216<br>(100) | 265<br>(12.0)   | 34<br>(1.5) | 62<br>(2.8)  | 53<br>(2.4) | 1,770<br>(79.9) | 1,561<br>(70.4) | 9<br>(0.4) | 2<br>(0.1) | 20<br>(0.9) | 37<br>(1.7) |     |
| 平成 20<br>年度 | 2,456<br>(100) | 274<br>(11.2)   | 29<br>(1.2) | 34<br>(1.4)  | 6<br>(0.2)  | 2,064<br>(84.0) | 1,909<br>(77.7) | 9<br>(0.4) | 3<br>(0.1) | 29<br>(1.2) | 40<br>(1.6) |     |

（注）「郵便事故等」とは、郵便事業者・宅配便事業者による誤送付、紛失をいう。

（参考）漏えい等事案の多い機関（上位 3 機関）

- 行政機関
  - ・ 厚生労働省 96 件（全体の 29.9%） ※ 前年度 90 件
  - ・ 社会保険庁 67 件（全体の 20.9%） ※ 前年度 164 件
  - ・ 国税庁 57 件（全体の 17.8%） ※ 前年度 59 件
- 独立行政法人等
  - ・ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 1,849 件（全体の 83.4%） ※ 前年度 2,078 件
  - ・ 住宅金融支援機構 95 件（全体の 4.3%） ※ 前年度 126 件
  - ・ 日本政策金融公庫 89 件（全体の 4.0%） ※ 前年度 128 件

### (2) 個人情報の種類及び事案の規模

漏えい等事案の対象となった個人情報の種類をみると、国民等に係る情報の漏えいが行政機関 285 件（88.8%）、独立行政法人等 2,199 件（99.2%）となっている。

また、個人情報により識別できる個人の数の規模別にみると、事案に含まれる個人の数が 5 人以下のものが、行政機関 248 件（77.3%）、独立行政法人等 2,057 件（92.9%）と最も多くなっている。

(単位：件、%)

|         | 漏えい等事案の件数(再掲)  |             |                 |            |                 |              |             |             |             |
|---------|----------------|-------------|-----------------|------------|-----------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
|         | 情報の種類          |             |                 |            | 個人の数            |              |             |             |             |
|         | 国民等及び職員        | 国民等         | 職員              | 1人～5人      | 6人～50人          | 51人～100人     | 101人～1,000人 | 1,001人～     |             |
| 行政機関    | 321<br>(100)   | 28<br>(8.7) | 285<br>(88.8)   | 8<br>(2.5) | 248<br>(77.3)   | 44<br>(13.7) | 10<br>(3.1) | 18<br>(5.6) | 1<br>(0.3)  |
| 独立行政法人等 | 2,216<br>(100) | 9<br>(0.4)  | 2,199<br>(99.2) | 8<br>(0.4) | 2,057<br>(92.9) | 66<br>(3.0)  | 13<br>(0.6) | 58<br>(2.6) | 22<br>(1.0) |

**(3) 漏えい等事案の発生元**

漏えい等事案を発生させた者及び発生場所をみると、行政機関では「職員」(293件(91.3%))が「庁舎内」(258件(80.4%))で発生させた件数が多く、独立行政法人等では、「委託先の従事者」(1,933件(87.2%))が、「委託先事業所外」(1,647件(74.3%))で発生させた件数が多くなっている。

(単位：件、%)

|                 |         |  | 行政機関       | 独立行政法人等      |
|-----------------|---------|--|------------|--------------|
| 漏えい等事案の件数(再掲)   |         |  | 321 (100)  | 2,216 (100)  |
| 行政機関、独立行政法人等が管理 |         |  | 298 (92.8) | 233 (10.5)   |
| 人               | 職員      |  | 293 (91.3) | 230 (10.4)   |
|                 | 第三者     |  | 1 (0.3)    | 2 (0.1)      |
|                 | 不明・その他  |  | 4 (1.2)    | 1 (0.1)      |
| 場所              | 庁舎内     |  | 258 (80.4) | 203 (9.2)    |
|                 | 庁舎外     |  | 35 (10.9)  | 27 (1.2)     |
|                 | 不明      |  | 5 (1.6)    | 3 (0.1)      |
| 委託先が管理          |         |  | 23 (7.2)   | 1,983 (89.5) |
| 人               | 従事者     |  | 22 (6.9)   | 1,933 (87.2) |
|                 | 第三者     |  | 0 (0)      | 4 (0.2)      |
|                 | 不明・その他  |  | 1 (0.3)    | 46 (2.1)     |
| 場所              | 委託元庁舎内  |  | 9 (2.8)    | 12 (0.5)     |
|                 | 委託元庁舎外  |  | 6 (1.9)    | 1,950 (88.0) |
|                 | 委託先事業所内 |  | 1 (0.3)    | 303 (13.7)   |
|                 | 委託先事業所外 |  | 5 (1.6)    | 1,647 (74.3) |
| 不明              |         |  | 8 (2.5)    | 21 (1.0)     |

(注)「その他」は、天災・人の介在しない事故による事案をいう。

**(4) 漏えい等事案への対応状況**

漏えい等事案への対応状況をみると、「本人等への情報提供」、「情報の回収」が多くなっており、すべての事案において再発防止策が実施されている。

(単位：件、%)

|           |                  | 行政機関       | 独立行政法人等      |
|-----------|------------------|------------|--------------|
| 漏えい等事案の件数 |                  | 321 (100)  | 2,216 (100)  |
| 事案への対応状況  | 本人等への情報提供        | 284 (88.5) | 2,038 (92.0) |
|           | 事案の公表            | 195 (60.7) | 125 (5.6)    |
|           | 情報の削除等の措置依頼      | 21 (6.5)   | 36 (1.6)     |
|           | 情報の回収            | 171 (53.3) | 298 (13.4)   |
|           | 関係者の処分等          | 84 (26.2)  | 19 (0.9)     |
|           | 委託契約の解除等         | 1 (0.3)    | 0 (0)        |
|           | 再発防止策            | 321 (100)  | 2,216 (100)  |
|           | その他              | 14 (4.4)   | 14 (0.6)     |
|           | 上記以外に対応中又は対応を検討中 | 26 (8.1)   | 7 (0.3)      |

- (注) 1. 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と漏えい等事案の件数とは一致しない。
2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分、訓戒処分又は刑事告発等を行ったものをいう。
3. 「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。
4. 「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日(平成22年3月31日)現在において、対応中又は対応策を検討中であるものをいう。

#### (5) 再発防止策の措置状況

漏えい等事案が発生した場合の再発防止策をみると、行政機関では「職員の指導監督」、「職員の教育研修」、独立行政法人等では「委託先の指導監督」を実施する機関が多くなっている。

(単位：件、%)

|                    |                   | 行政機関                   | 独立行政法人等     |              |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------|--------------|
| 再発防止策を講じた事案の件数(再掲) |                   | 321 (100)              | 2,216 (100) |              |
| 内訳                 | 組織的<br>安全管理<br>措置 | 管理体制の整備                | 39 (12.1)   | 37 (1.7)     |
|                    |                   | 規程・マニュアルの整備・見直し        | 77 (24.0)   | 77 (3.5)     |
|                    |                   | 職員の教育研修                | 131 (40.8)  | 96 (4.3)     |
|                    |                   | 職員の指導監督                | 252 (78.5)  | 231 (10.4)   |
|                    |                   | 委託先の指導監督               | 21 (6.5)    | 1,981 (89.4) |
|                    | 物理的<br>安全管理<br>措置 | 誤送付・誤送信防止措置            | 11 (3.4)    | 5 (0.2)      |
|                    |                   | 紛失・誤廃棄防止措置             | 6 (1.9)     | 7 (0.3)      |
|                    |                   | 盗難防止措置                 | 1 (0.3)     | 6 (0.3)      |
|                    | 技術的<br>安全管理<br>措置 | 暗号化措置                  | 2 (0.6)     | 10 (0.5)     |
|                    |                   | アクセス制御措置               | 5 (1.6)     | 11 (0.5)     |
|                    |                   | 誤送付・誤送信防止のためのシステムの改修措置 | 2 (0.6)     | 5 (0.2)      |

- (注) 1. 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計は、再発防止策を講じた事案の件数とは一致しない。
2. 「管理体制の整備」は、個人情報保護担当者の指定等、体制に係るものをいう。
3. 「規程・マニュアルの整備・見直し」は、個人情報の取扱いの方法などを定めたマニュアル等の見直しを行ったものをいう。



4. 「職員の教育研修」は、事案の発生に対応した臨時の研修を実施したり、通常の教育研修について発生した事案の再発防止を取り入れたものに内容を見直して実施したものをいう。
5. 「職員の指導監督」は、指導通知の発出、個人情報 の 庁舎外への持ち出しの際の手続遵守の徹底指導などをいう。
6. 「委託先の指導監督」は、委託先における安全確保措置の履行状況の確認、指導などをいう。
7. 「物理的安全管理措置」は、入退室管理のための施設・設備の整備や業務に応じた専用機器の設定などをいう。
8. 「誤送付・誤送信防止措置」とは、業務に応じた使用 F A X の設定などをいう。
9. 「紛失・誤廃棄防止措置」とは、専用の保管場所の設定などをいう。
10. 「盗難防止措置」とは、監視カメラの設置、執務室等への鍵の設置などをいう。
11. 「技術的安全管理措置」は、データへのアクセス制限、データの暗号化等をいう。
12. 「暗号化措置」とは、ソフトの導入等によりデータの暗号化等を図る措置をいう。
13. 「アクセス制御措置」とは、パスワード等（パスワード、I C カードなど）の設定により、アクセス制御を図る措置をいう。
14. 「誤送付・誤送信防止のためのシステムの改修措置」とは、メール送信システムの改修などをいう。

#### (6) 関係者の処分等

関係者の処分等を実施した漏えい等事案の件数については、行政機関では、84 件（漏えい等事案全体の 26.2%）、独立行政法人等では 19 件（漏えい等事案全体の 0.9%）となっている。

処分は、訓戒が多く、行政機関は 80 件、独立行政法人等は 19 件、懲戒処分については行政機関で 3 件、刑事告発は行政機関で 1 件となっている。

(単位：件、%)

|         | 漏えい等事案の件数（再掲）  |               |            |            |            |              | (参考)<br>関係者の処分等実施機関数   |    |
|---------|----------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|------------------------|----|
|         | 関係者の処分等（再掲）    |               |            |            |            | 懲戒           |                        | 訓戒 |
|         | 刑事告発等          | うち保護法の罰則要件に該当 |            |            |            |              |                        |    |
| 行政機関    | 321<br>(100)   | 84<br>(26.2)  | 1<br>(0.3) | 1<br>(0.3) | 3<br>(0.9) | 80<br>(24.9) | 10 機関(漏えい等事案のある機関は 17) |    |
| 独立行政法人等 | 2,216<br>(100) | 19<br>(0.9)   | 0<br>(0)   | 0<br>(0)   | 0<br>(0)   | 19<br>(0.9)  | 11 機関(漏えい等事案のある機関は 43) |    |

(注) 1 件の事案において複数の処分等に該当するものがあるため、各処分等の件数の計と関係者の処分等の件数とは一致しない場合がある。

#### (7) 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

漏えい等事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟として、1 件提訴されている（防衛省）。